

# ！！入札制度変更のお知らせ！！

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の改正により、全ての工事について、入札時に内訳書の提出が義務づけられました。これを受け、県においても下記のとおり対応しますのでご注意ください。

## 提出手順等の変更について

### （最低制限価格を用いた価格競争入札）

#### ○変更点

##### 1) 入札時

入札書投函時に「工事費内訳書（様式2）」も提出。

投函入札…入札書に同封の上投函箱に投函してください。

郵便入札…内封筒に入札書と同封の上書留にて応札してください。

電子入札…応札時にファイルを電子入札システム上で添付の上入札を行ってください。

##### 2) 施工体制確認調査書類提出時

従来の「積算内訳書（様式2-1）」「内訳明細書（様式2-2）」の提出は不要となります。工事費内訳書（様式2）を除く様式1～4（5）を提出してください。

### （総合評価入札）

#### ○変更点

従来からの手順の変更はありません。様式は下記のとおり変更となりました。

【旧】「見積根拠資料（工事費内訳書（別紙3-1）」…レベル2まで

【新】「工事費内訳書」…レベル3まで

## 失格基準について

#### ○失格となる場合

・ **工事費内訳書の提出がない。**

・ 「工事区分・工種・種別」「金額」について記載がない。（設計書との突合は開札時点では行いません。）

・ 工事内訳書内「入札書記載金額」と入札金額が異なる場合。

・ 金額を訂正している場合。

#### ○その他

・ 工事費内訳書において「所在地」「商号又は名称（押印不要）」「工事番号」「工事名」及び「工事場所」において誤脱・未記入のある場合は別記2「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

## その他

・ 一度提出（投函）した工事費内訳書は差し替え、及び訂正はできません。

・ 価格競争入札においては、「工事費内訳書（様式2）」について従前の「積算内訳書（様式2-1）」「内訳明細書（様式2-2）」と同様の審査を施工体制確認調査において行います。ただし、「足し上げ確認」「工事区分・工種・種別」の設計書との突合については、くじ引き後直ちに落札候補第1順位の工事費内訳書（様式2）を確認します。

・ くじ引き後直ちに行われる上記確認において、「工事費内訳書の各計及び合計が正しくない」「設計図書において示された各項目の額を記載していない」場合は失格となります。

**入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。**

◎入札書における失格・無効基準

様式 1

入 札 書

金 

		億		百		千		円
--	--	---	--	---	--	---	--	---

 円

1 工事名           ○○○○ ○○○○工事（事業）

2 工事番号        第 ○-○-○ 号

3 工事場所        ○○市 ○○ 地内

4 入札保証金       免除                   円  
    ただし、現金                           円  
    代用証券                               円（内訳別紙のとおり）

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日

奈良県○○土木事務所長  
   ○ ○ ○ ○ 殿

入札者 住所（所在地） ○○県○○市○○

          氏名（名称）   ○○○○株式会社  
   代表取締役 ○○ ○○ 印

  （代理人   ○○ ○○ 印）

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札は失格

金額の訂正・・・無効  
 金額の桁ずれ・・・無効  
 数字判読不能・・・無効

工事名間違い・・・失格  
 未記入・・・失格

番号数字の違い・・・失格

工事場所間違い・・・失格

公告日（入札通知日）～開札日の間以外の日付記入・・・失格

市町村長等他団体あて・・・失格

誤脱・未記入・・・無効  
 印もれ・印影不明瞭・・・無効

（代理人入札のとき）  
 誤脱・未記入・・・無効  
 印もれ・印影不明瞭・・・無効